

キャッシュカード規定（個人用）

1. カードの利用

普通預金（総合口座取引の普通預金および利息のつかない普通預金を含みます。以下同じです。）について発行したキャッシュカード、貯蓄預金について発行したキャッシュカード（以下これらを「カード」といいます。）は、それぞれ当該預金口座について、預入れ・払戻し・振込・振替・残高照会、通帳記帳など取引が可能な機器（以下「自動機器」といいます。）を使用して、次の場合に利用することができます。

- (1)当金庫および当金庫がオンライン現金自動預金機の共同利用による現金預入業務を提携した金融機関等の自動機器を使用して普通預金または貯蓄預金（以下「預金」といいます。）に預入れをする場合。
- (2)当金庫および当金庫がオンライン現金自動支払機の共同利用による現金支払業務を提携した金融機関等の自動機器を使用して預金の払戻しをする場合。
- (3)当金庫および支払提携先のうち当金庫がオンライン現金自動支払機の共同利用による振込業務を提携した金融機関等（以下「振込提携先」といいます。）の振込を行うことのできる自動機器を使用して振込資金を預金口座からの振替えにより払戻し、振込の依頼をする場合。
- (4)その他当金庫所定の取引をする場

2. 預金の預入れ

- (1)自動機器を使用して預入れるときは、自動機器にカード（またはカードと通帳）と現金を挿入し、自動機器の指示により操作してください。自動機器による預入れは、自動機器の種類により当金庫、提携金庫、または提携金融機関所定の金額単位とし、1回の預入金額は、その自動機器の取扱範囲内とします。

3. 預金の払戻し

- (1)自動機器を使用して払戻すときは、自動機器にカード（またはカードと通帳）を挿入して届出の暗証番号と金額を指示により操作してください。なお、この場合、通帳および払戻し請求書の提出は必要ありません。
- (2)自動機器による払戻しは自動機器の機種により当金庫、提携金庫、または提携金融機関所定の金額単位とし、1回の払戻金額は、その自動機器の取扱範囲内とします。
なお、1日あたりの払戻しは当金庫所定の金額の範囲以内とし、当金庫が本人から当金庫所定の方法により届出を受けた場合には、その届出の金額の範囲とします。
- (3)自動機器を使用して払戻しをする場合、払戻金額と後記5の手数料金額との合計額が払戻すことのできる金額（当座貸越を利用できる範囲内の金額を含む。）を超えるときは払戻すことができません。

4. 自動機器による振込

- (1)自動機器を使用して、振込資金を預金口座から振替により払戻し、振込の依頼をする場合には、自動機器の画面表示等の操作手順に従って、自動機器にカードを挿入し、届出の暗証番号その他の所

定の事項を正確に入力してください。この場合における預金の払戻しについては通帳および払戻請求書の提出は、必要ありません。

- (2)前項の振込依頼をする場合における1回あたりの振込は、当金庫または、振込提携先所定の金額の範囲内とします。なお、1日あたりの振込は当金庫所定の範囲内とします。
- (3)前項にかかわらず、第1項の振込依頼をする場合における当金庫および振込提携先の自動機器による1日あたりの振込について当金庫が本人から当金庫所定の方法により届出の金額の範囲内とします。

5. 自動機利用手数料等

- (1)自動機器を使用してまたは窓口において預入れ、払戻すときは、ご利用の都度所定の手数料を支払ってください。
- (2)自動機利用手数料は預金の預入および払戻し時に、通帳および払戻請求書なしで、その預入れ、払戻しをした預金口座から自動的に引き落とします。なお、提携先の自動機利用手数料は、当金庫から提携先に支払います。
- (3)振込手数料は、振込資金の口座からの払戻し時に通帳および払戻請求書なしで、その払戻した口座から自動的に引き落とします。
- (4)カードにより提携金庫の窓口で預金の預入れまたは払戻しをする場合には提携金庫所定の窓口の利用に関する手数料（以下「窓口利用手数料」という）を現金により提携金庫にお支払いください。

6. 代理人によるカードの利用

- (1)代理人（本人と生計をともにする親族1名に限ります。）による預入れ・払戻しおよび振込を依頼する場合は、本人から代理人の氏名、暗証番号を当店に届出てください。この場合、当金庫は代理人のためのカードを発行します。
- (2)代理人カードにより振込の依頼をする場合には、振込依頼人名は本人名義となります。
- (3)代理人カード利用についても、この規定を適用します。

7. 取扱明細票の交付等

- (1)カードによるお取引の都度、その内容を記載した取扱明細票をお渡しします。
- (2)カードによるお取引の通帳への記入は、当金庫本支店の自動機器および窓口または提携信用金庫の自動機器で行います。なお、自動機による預入金額と手数料金額または払戻金額と手数料金額はそれぞれ個別に通帳記入します。

8. 機器の故障時等の取扱い

- (1)停電、故障等により自動機器による預入れができないときは、窓口での営業時間内に限り当金庫本支店または、提携金庫の窓口でカードにより預入れください。
- (2)停電、故障等により自動機器による払戻しができないときは、窓口での営業時間内に限り、当金庫が別に定めた金額を限度として当金庫本支店の窓口でカードにより払戻すことができます。この払戻しを行うときは、払戻請求書に日付、氏名、金額を記入のうえ当金庫所定の手続きにしたがってください。この場合、払戻請求書に、住所、電話番号等の記入を求めることがあります。
- (3)停電、故障により振込機による取扱いができない場合には、窓口営業時間内に限り、前2項による

ほか振込依頼書を提出することにより振込の依頼をすることが出来ます。

- (4)当金庫、提携金庫、および提携金融機関の自動機が停電、故障等の場合はお取扱いを一時停止することがあります。

9. カード・暗証番号の管理等

- (1)当金庫は、支払機または振込機の操作の際に使用されたカードが、当金庫が本人に交付したカードであること、および入力された暗証番号と届出の暗証番号とが一致することを当金庫所定の方法により確認のうえ預金の払戻しを行います。当金庫および提携金庫の窓口においても同様にカードを確認し、当金庫または提携金庫所定の払戻し手続に使用された暗証番号と届出の暗証番号との一致を確認のうえ取扱いをいたします。
- (2)カードは他人に使用されないよう保管してください。暗証番号は生年月日・電話番号等の他人に推測されやすい番号の利用を避け、他人に知られないよう管理してください。カードが、偽造、盗難、紛失等により他人に使用されるおそれが生じた場合または他人に使用されたことを認知した場合には、すみやかに本人から当金庫に通知してください。この通知を受けたときは、直ちにカードによる預金の払戻し停止の措置を講じます。
- (3)カードの盗難にあった場合には、当金庫所定の届出書を当金庫に提出してください。

10. 偽造カード等による払戻し等

偽造または変造カードによる払戻しについては、本人の故意による場合または当該払戻しについて当金庫が善意かつ無過失であって本人に重大な過失があることを当金庫が証明した場合を除き、その効力を生じないものとします。

この場合、本人は、当金庫所定の書類を提出し、カードおよび暗証番号の管理状況、被害状況、警察への通知状況等について当金庫の調査に協力するものとします。

11. 盗難カードによる払戻し等

- (1)カードの盗難により、他人に当該カードを不正使用され生じた払戻しについては、次の各号のすべてに該当する場合、本人は当金庫に対して当該払戻しにかかる損害（手数料や利息を含みます。）の額に相当する金額の補てんを請求することができます。

- ①カードの盗難に気づいてからすみやかに、当金庫への通知が行われていること
- ②当金庫の調査に対し、本人より十分な説明が行われていること
- ③当金庫に対し、警察署に被害届を提出していることその他の盗難にあったことが推測される事実を確認できるものを示していること

- (2)前項の請求がなされた場合、当該払戻しが本人の故意による場合を除き、当金庫は、当金庫へ通知が行われた日の30日（ただし、当金庫に通知することができないやむを得ない事情があることを本人が証明した場合は、30日にその事情が継続している期間を加えた日数とします。）前の日以降になされた払戻しにかかる損害（手数料や利息を含みます。）の額に相当する金額（以下「補てん対象額」といいます。）を補てんするものとします。

ただし、当該払戻しが行われたことについて、当金庫が善意かつ無過失であり、かつ、本人に過失があることを当金庫が証明した場合には、当金庫は補てん対象額の4分の3に相当する金額を補てんするものとします。

(3)前2項の規定は、第1項にかかる当金庫への通知が、盗難が行われた日（当該盗難が行われた日が明らかでないときは、当該盗難にかかる盗難カード等を用いて行われ不正な預金払戻しが最初に行われた日。）から、2年を経過する日に行われた場合には、適用されないものとします。

(4)第2項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当することを当金庫が証明した場合には、当金庫は補てん責任を負いません。

①該払戻しが行われたことについて当金庫が善意かつ無過失であり、かつ、次のいずれかに該当する場合

A 本人に重大な過失があることを当金庫が証明した場合

B 本人の配偶者、二親等内の親族、同居の親族、その他の同居人、または家事使用人（家事全般を行っている家政婦など。）によって行われた場合

C 本人が、被害状況についての当金庫に対する説明において、重要な事項について偽りの説明を行った場合

②戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乗じまたはこれに付随してカードが盗難にあった場合

1.2. カードの紛失、届出事項の変更等

(1)カードを失ったときは、または氏名、代理人、暗証番号その他の届出事項に変更があったときは、直ちに本人から書面によって当店に届出ください。

(2)暗証番号は、第1項によるほか、当金庫所定の自動機を利用して変更することが出来ます。自動機の画面表示等の操作手順に従って自動機にカードを挿入し、届出の暗証番号その他の事項を入力してください。この場合、第1項による届出の必要はありません。

1.3. カードの再発行等

(1)カードの盗難、紛失等の場合のカードの再発行は、当金庫所定の手続をした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また保証人を求めることがあります。

(2)カードを再発行する場合には、当金庫所定の再発行手数料をいただきます。

1.4. 自動機器の操作等

(1)自動機器の使用は所定の要領に従い正しく操作してください。

(2)自動機器の使用に際し、金額、暗証番号等の誤操作により発生した損害については、当金庫は一切の責任を負いません。

なお、提携金庫、及び提携金融機関の自動機器を使用した場合の提携金庫及び提携金融機関の責任についても同様とします。

1.5. 解約、カードの利用停止等

(1)預金口座を解約する場合、またはカードの利用を取りやめる場合にはカードを当店に返却してください。なお、未処理取引のある場合は、その処理が終るまで解約を延期させていただく場合があります。

(2)カードの改ざん不正使用など当金庫がカードの利用を不相当と認めた場合には、その利用をお断りすることがあります。この場合、当金庫からの請求があり次第、直ちにカードを当店に返却してく

ださい。

(3)次の場合には、カードの利用を停止することがあります。この場合、当金庫の窓口において当金庫所定の本人確認書類の提示を受け、当金庫が本人であることを確認できたときに停止を解除します。

①第16条に定める規定に違反した場合

②カードが偽造、盗難、紛失等により不正に使用されるおそれがあると当金庫が判断した場合

16. 譲渡、質入れなどの禁止

カードは、譲渡、質入れまたは、貸与することはできません。

17. 規定の適用

この規定に定めがない事項については、当金庫普通預金規定、総合口座取引規定、貯蓄預金規定または、振込規定により取扱います。

18. 規定の変更等

(1)本規定は民法548条の2第1項に定める定型約款に該当するため、当金庫は本取引の内容、料率、手数料、利用時間や限度額等の取引条件について、同法548条の4の規定により、次の場合に本規定の条項を変更できるものとします。

①お客様の一般の利益に適合する場合

②前号の場合を除き、法令、経済情勢、経営状況の変化・変動その他の事情に照らして、本規定の変更が合理的である場合

(2)前項によりこの規定の条項を変更する場合には、この規定を変更すること、その内容および変更の効力発生時期を、店頭掲示および当金庫のホームページに掲載します。

(3)前項に定める変更の効力発生時期は、店頭掲示および当金庫のホームページの掲載によりお客様が変更を周知するのに必要と判断される期間を経過した後の時期を定めるものとします。

以上